

2020年3月3日
北神急行電鉄株式会社

新型コロナウイルス感染症に伴う通学定期券の払戻しの取扱いについて（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、2020年2月28日に文部科学省から全国の教育委員会などに対し、全国の小学校、中学校、高等学校およびこれに相当する特別支援学校等の一斉臨時休校の通知が発出されました。これに伴い、通学先の学校が休校となったために、対象となる通学定期券を払戻しされるお客様については、お客様からのお申し出のあった場合、通学定期券（他社線の連絡定期券含む）を以下のとおり払い戻しいたします。

1. 特例的な取扱いの対象となる定期券

休校となった小学校、中学校、高等学校およびこれに相当する学校（中等教育学校・特別支援学校・専修学校の高等課程等）の児童・生徒の通学定期券

※最終登校日以前に発売したものを対象とします。

2. 特例的な取扱いについて

2020年2月28日以降の最終登校日を、当該定期券の最終使用日とみなして払戻し額を算出します。

（※払戻し額＝定期運賃（券面金額）－既に使用された月数に相当する定期運賃－手数料220円）

（※有効開始日から7日以内の場合は計算式が異なります。）

（例）2020年3月2日が最終登校日で、通学定期券（3か月）の購入の方の中で

使用開始日が1月3日以降の場合 ⇒ 上記の計算式により払戻しいたします。

ただし手数料等により払戻し額が無い場合があります。

使用開始日が1月2日以前の場合 ⇒ 払戻し額はありません。

最終登校日が3か月目のため

3. 特例的な取扱いの期間

2020年3月3日（火）～2020年5月31日（金）

4. その他

- ・その他の定期券（大学生や通勤定期券等）については、対象外となり通常通りの取扱いとなります。
- ・最終登校日の翌日以降に定期券を使用した場合は、このお取扱いができませんのでご注意ください。

以上